導入促進基本計画

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
- (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日光市は、豊かな自然、世界に誇る文化遺産・産業遺産など、個性ある地域資源を有し、多彩な魅力と高い知名度に支えられ、国内外を問わず日本の代表的な観光地として栄え、地域経済も発展し続けてきた。

しかしながら、近年、経済のグローバル化に伴う国際間・地域間の競争の激化や少 子高齢化社会による生産年齢人口の減少など、市内の中小企業者及び小規模企業者を 取り巻く経済的社会的環境が大きく変化している。

特に、人口減少の問題は深刻であり、国立社会保障・人口問題研究所によると、2020年時点において約78,000人である人口が毎年約1,000人程度減少し、2050年には約44,000人になり、生産年齢人口は全体の半数程度まで減少すると予測されている。

製造業の状況についても、事業所数が、平成5年の332事業所をピークとして、 増減を繰り返しながら総体的に減少で推移し、令和3年には164事業所まで落ち込 んでおり、それに伴い、従業者数も平成5年の9,574人から令和3年の6,90 9人まで落ち込んでいる。

今後、さらに深刻化する少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指す。これを実現 するための目標として、計画期間2年間に15件の計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

日光市の産業構造は、観光関連産業を中心に、その使用設備等は多種多様であることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

日光市は、2市2町1村が合併し、広大な面積を有しており、産業も旧市町村単位 に立地していることから、全ての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点か ら、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種·事業

日光市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が日光市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意から2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端 設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・認定を受けられる中小企業者は、市税等を完納していることを条件とする。また、 太陽光発電事業については、「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に 関する条例」に基づき、所管課へ届出または申請を行うことを条件とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。